

リフォーム様式第1-3号(第19条関係)

秋田県住宅リフォーム推進事業補助金交付申請書
【子育て世帯(空き家購入後)】

平成 年 月 日

(あて先)秋田県知事

〒 _____
申請者 住所 _____
フリガナ _____
氏名 _____ 印 _____
(電話番号) _____

申請に関する問い合わせ先(どちらかに"○"をしてください。)

申請者・施工業者

次のとおり秋田県住宅リフォーム推進事業補助金の交付を受けたいので、平成29年度あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱第19条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げを誓約します。

(選択欄は数字に"○"をしてください。)

1	住 リ フ ォ ー ム の 概 行 要 う	空 き 家 ※1	【所有権移転年月日】 平成 年 月 日
		居 住 者	【購入先】 1. 不動産業者 2. 個人 3. その他()
		申 請 者 の 子	1. 子育て世帯のみ 2. 子育て世帯及び()
		申 請 者 の 子	申請者が同居する子の人数____人(うち、18歳以下の子の人数____人)
		住 宅 の 所 在 地	
		住 宅 の 種 類	1. 専用住宅 2. 併用住宅(用途:)
		(併用住宅の場合)	住宅部分の面積 (車庫・物置除く) _____ m ² 併用部分の面積 _____ m ²

2	工 事 費 の 内 訳 (消費税含む)	A 全体工事費	円
		B 補助対象外工事費 ※2	円
		C 補助対象工事費(A-B)	円
	補助申請額(C×3/10)【限度額60万円】 千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て	円	

※1 人が居住していたことがあり、居住者又は利用者がいない住宅で、かつ、建築後10年を経過した住宅。(借家を除く。)

※2 補助対象外工事費は要綱第17条に該当する工事費を記入してください。

3	工事内容等	工事内容(予定)	
		※具体的に記入してください。 ※増改築がある場合、面積を記入してください。	
		工事期間(予定)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4	施	本店所在地 (個人の場合は住所)	
		本店以外の所在地 (支店等の契約書記載の住所)	(必要に応じて記入)
	業 者	名称 (個人の場合は氏名)	
		担当者名	
		電話番号	
		日中連絡先(携帯など)	

※秋田県内に本店を有しない施工業者は補助対象外となります。
 ※複数の施工業者等と契約している場合は、任意様式に上記内容を記載し添付してください。

5	他の補助金等の利用の有無 (予定)	有 ・ 無	「有」の場合: 補助金等名称	
---	-------------------	-------	-------------------	--

6	予 補 助 金 振 込 座 込	金融機関名	
		支店名	
		預金種類	普通 ・ 貯蓄 ・ 当座 ・ その他 ※○で囲んでください。
		口座名義カタカナ	
		口座番号	右詰めで記入してください。
※通帳の原本等で確認して記入してください。申請者名義の口座を記入してください。			

【添付書類】(書類は整っていますか？ <input type="checkbox"/> チェックしてください。)		チェック
(1)	住民票謄本又は戸籍謄本(いずれも申請日前3ヶ月以内に発行され、続柄が記載されたもの)	<input type="checkbox"/>
(2)	建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書)	<input type="checkbox"/>
(3)	購入した空き家住宅の売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>
(4)	空き家住宅の証明書(様式4号) ※購入等前の空き家住宅の所有者等のもの	<input type="checkbox"/>
(5)	工事請負契約書又は請書の写し(契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期、日付が記載され、収入印紙を貼っているもの)	<input type="checkbox"/>
(6)	工事内訳明細書の写し(数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。)	<input type="checkbox"/>
(7)	工事着手前の写真(住宅の外観全景写真及び工事部分の写真について、施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。工事内容などコメントを記載してください。)	<input type="checkbox"/>
(8)	併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2(住宅用車庫、物置の面積除く。)以上であることがわかる図面	<input type="checkbox"/>
(9)	建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面	<input type="checkbox"/>
(10)	前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>